

平成28年度 第10回 教育委員会議事録

1 開催日及び場所

平成29年3月23日（木） 午後1時30分から午後2時40分

山県市役所3階 304会議室

2 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 教育長の報告

日程第4 議第21号 平成29年度山県市教育機関の職員の任免について

日程第5 議第22号 山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則について

日程第6 議第23号 山県市立学校非常勤講師設置要綱を廃止する要綱について

日程第7 議第24号 山県市教育センター次長設置要綱を廃止する要綱について

日程第8 議第25号 山県市立学校非常勤講師設置要綱について

日程第9 議第26号 山県市教育センター次長設置要綱について

日程第10 議第27号 山県市国際交流員設置要綱について

日程第11 議第28号 山県市英語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱について

日程第12 議第29号 山県市生活相談員設置要綱の一部を改正する要綱について

日程第13 議第30号 山県市教育サポーター設置要綱の一部を改正する要綱について

日程第14 議第31号 山県市読書指導員設置要綱の一部を改正する要綱について

日程第15 議第32号 山県市大学院教育学研究科履修助成金交付要綱について

日程第16 その他

3 出席者

教育長 伊藤 正夫

教育長職務代理者 大野 良輔

教育委員 藤岡 功

教育委員 川田 八重子

教育委員 江崎 由里香

事務局 学校教育課長 早川 剛

生涯学習課長 梅田 義孝

公民館長 堀 邦利

学校教育課 恩田 拓充 木田 好美

4 会議次第

(午後1時30分開会)

大野職務代理者 ただいまより、平成28年度第10回教育委員会を開催いたします。

日程第1、前回議事録の承認について。

事務局に説明を求めます。

事務局(恩田) 日程第1、前回の議事録の承認について。

委員の皆様には前もって議事録を送付させていただいておりますので、要点のみ説明させていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。

平成28年度第9回教育委員会が平成29年3月7日、火曜日、山県市役所3階301会議室において開催されました。

出席者は、教育委員4名、教育長、事務局5名でした。

会議は、午前11時30分に開会され、前回の議事録の承認、議事録署名者が指名されまして、教育長の報告として、中学校卒業式と委員への出席のお礼がありました。

議事としまして、1議案を審議のうえ決定されました。

会議は午後0時5分に閉会しました。

以上でございます。

大野職務代理者 ただいま事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ご意見等が無いようですので、前回議事録を承認します。

続きまして、日程第2、議事録署名者の指名について、今回は私となりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大野職務代理者 続きまして、日程第3、教育長の報告について。

伊藤教育長に報告を求めます。

教育長 1点目ですが、本日は、小学校の卒業式にご出席いただきありがとうございました。それぞれの学校の「らしさ」というものがありますが、また何かお気づきの点がありましたら教えていただきたいと思います。

2点目は、梅原スポーツランドのテニスコートについてですが、現在は使用料の減免処置により無料で使用できるのですが、ここはハードコ

ートでして、現況では使用される方は市外の方が多く、競技会参加者に使用されることが多いため、こちらについては使用料の減免処置を行わない、いわゆる有料化とすることといたします。平成29年4月1日からとなりますので、ご承知おきください。

3点目は、事務局職員の任免についてですが、今回の会議でお諮りする予定でしたが、市職員の異動の内示がまだ出ていない関係で、今回お諮りすることができません。後日に教育長の専決処分により行って、次回教育委員会で承認を得たいと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

大野職務代理者 ただいま教育長の報告について、ご質問等ございましたらお願いします。

大野職務代理者 ご質問が無いようですので、次にまいります。

日程第4、議第21号、平成29年度山県市教育機関の職員の任免について議題といたします。

この議案は人事案件のため、山県市教育委員会会議規則第13条に基づき秘密会として審議することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

大野職務代理者 異議なしと認めまして、本議案の審議は秘密会とします。議場を閉鎖してください。

(議場の閉鎖)

大野職務代理者 事務局に説明を求めます。

(非公開案件)

大野職務代理者 異議なしと認めまして、議第21号、平成29年度山県市教育機関の職員の任免について決定します。これももちまして秘密会を解き、議場の閉鎖を解除します。

(議場の閉鎖解除)

大野職務代理者 続きます、日程第5、議第22号、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則についてから、日程第14、議第31号、山県市読書指導員設置要綱の一部を改正する要綱についてまでの10議案は、関連性がございますので、一括議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、議第22号から議第31号までは関連性がございますので、まず全ての議案の提案書の方を読みあげさせていただいてから、内容の説明をさせていただきます。

最初に、資料ナンバー3をご覧ください。議第22号、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則について。山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則を別紙のとおり定めるものとする。平成29年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

続きます、資料ナンバー4をご覧ください。議第23号、山県市立学校非常勤講師設置要綱を廃止する要綱について。山県市立学校非常勤講師設置要綱を廃止する要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成29年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

続きます、資料ナンバー5をご覧ください。議第24号、山県市教育センター次長設置要綱を廃止する要綱について。山県市教育センター次長設置要綱を廃止する要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成29年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

続きます、資料ナンバー6をご覧ください。議第25号、山県市立学校非常勤講師設置要綱について。山県市立学校非常勤講師設置要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成29年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

続きます、資料ナンバー7をご覧ください。議第26号、山県市教育センター次長設置要綱について。山県市教育センター次長設置要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成29年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

続きます、資料ナンバー8をご覧ください。議第27号、山県市国際交流員設置要綱について。山県市国際交流員設置要綱を別紙のとおり定

めるものとする。平成29年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長伊藤正夫。

続きまして、資料ナンバー9をご覧ください。議第28号、山県市英語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱について。山県市英語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成29年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

続きまして、資料ナンバー10をご覧ください。議第29号、山県市生活相談員設置要綱の一部を改正する要綱について。山県市生活相談員設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成29年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

続きまして、資料ナンバー11をご覧ください。議第30号、山県市教育サポーター設置要綱の一部を改正する要綱について。山県市教育サポーター設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成29年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

続きまして、資料ナンバー12をご覧ください。議第31号、山県市読書指導員設置要綱の一部を改正する要綱について。山県市読書指導員設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成29年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

この10議案の規則、要綱の制定、改廃につきましては、国の方から現行の臨時・非常勤職員の任用等に係る取扱いを検証して、必要な対応を図るよう要請されており、教育委員会の臨時・非常勤職員の勤務条件等を明確にするうえで必要な手続きを整備するために行うものです。

整備の方法の基本的な考え方は、現在の職種ごとの設置要綱に規定するものは、その職種の固有の部分のみにとどめ、任期や報酬、休日等の規定は統一して別に規則、要綱に定めることにするものです。

具体的には、特別非常勤職員である嘱託員については、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則を制定し、現行の嘱託員に係る各設置要綱を改正します。ただし、非常勤講師と教育センター次長については、現行の要綱が告示により行われているため、告示による要綱を廃止して、新たに内容を改めて訓令により制定します。これは現在、組織内のみに

知らしめればよいものは告示ではなく訓令に統一されているためです。国際交流員については、現行が市長部局の規則で定められていますので、そちらの方の廃止手続きをして、新たに教育員会の訓令で制定して改めます。英語指導助手と生活相談員の要綱については、現行のものが訓令によるものなので、通常の改正のように一部を改正します。各要綱の改正する内容の基本部分は、こちらの新旧対照表を見ていただければわかりやすいかと思えます。

また、教育サポーターと読書指導員については、臨時職員となりますので、改正する内容については同様となりますが、適用するものが市長部局で定める臨時職員取扱要綱となります。

以上でございます。

教育長 簡単にポイントをまとめますと、一般に知らしめる必要のないものが告示という形でありましたので、これを組織内部に知らせるだけでよい訓令に統一することと、国の方から臨時や非常勤の職員の勤務条件等を明確にするようにとの要請がありましたので、嘱託員については各設置要綱で規定されていたことのうち、勤務条件等については新たな規則で細かく規定し、各設置要綱は職務内容等のみとするということです。臨時職員についても同様ですが、適用するものが市長部局の要綱になるということです。

大野職務代理者 ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野職務代理者 山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の第2条の(1)から(7)までの方は、同一の条件で雇用されるという認識でよろしいのか。

事務局(恩田) はい、その通りです。それで、いままで明文化されていなかった休暇等について細かく規定しております。

藤岡委員 嘱託員と臨時職員の違いは何ですか。

事務局(恩田) ご説明になるかどうか分かりませんが、非常勤の職員のうち、この嘱託員の設置等に関する規則で規定されている方が嘱託員で、それ以外の方が臨時職員となります。

藤岡委員 例えば嘱託員と臨時職員では、雇用体系が違うということはありませんか。

か。

川田委員 嘱託員はいわゆるお給料が月額で、臨時職員は日額だったと思います。

事務局（恩田） はい、その通りで嘱託員の報酬は月額、臨時職員の賃金は日額となります。それと非常勤の職員の名称が変わってきていまして、以前は日々雇用職員という名称であったものが、今は臨時職員という名称になっています。

川田委員 嘱託員の設置等の規則では、1年目から嘱託員は有給休暇を取れることになっていますが、臨時職員は労働基準法に基づく取り方になるのですか。

事務局（恩田） 先ほどの説明の通り、臨時職員は市の臨時職員取扱要綱が適用されまして、その要綱に有給休暇の取得についての規定があり、労働日数や雇用期間などにより取得できる日数が変わってきます。

大野職務代理者 ほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見が無いようですので、お諮りいたします。

議第22号、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則についてから、議第31号、山県市読書指導員設置要綱の一部を改正する要綱についてまでの10議案について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

大野職務代理者 異議なしと認めまして、10議案を決定します。

続きまして、日程第15、議第32号、山県市大学院教育学研究科履修助成金交付要綱について議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） 資料ナンバー13をご覧ください。議第32号、山県市大学院教育学研究科履修助成金交付要綱について。山県市大学院教育学研究科履修助成金交付要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成29年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

前々回会議の来年度一般会計当初予算の中で説明させていただきましたが、来年度から市内の教職員で特別支援教育に係る大学院での専門課程

を履修する方に対して、必要な経費の一部を助成する予定でありますので、その規定を定める要綱を制定するものです。

大野職務代理者 　ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野職務代理者 　第5条に助成対象経費の全部又は一部とありますが、予算の確保はできるのでしょうか。

事務局（恩田） 　要綱上は全額助成もできるように規定しておりますが、どれだけ助成できるかは、年度ごとの予算の中で決まりますので、現実の問題として全額を助成するということは難しく、一部の助成になるかと思えます。

学校教育課長 　ちなみに来年度は、年間の授業料の2分の1を助成するという予算が、先日の市議会で可決されました。

大野職務代理者 　対象となる人材の確保も進んでいるのですか。

学校教育課長 　新年度になってから人選を進めたいと思っています。

教育長 　具体的には岐阜大学大学院の募集が9月ですので、それまでには決めておきたいと思えます。そのあと受験して、合格となってから適用となります。

江崎委員 　受験勉強の時間が必要となりますね。

教育長 　現職教職員が、現在の勤務の内容をしっかりとやっていたら、ある程度は答えられるものだと思います。

大野職務代理者 　県内の市町村でこのような制度を設けようとしているところが、一つ、二つあると聞いたのですが、山崎市が初めてですか。

学校教育課長 　正式なものは初めてだと思います。

教育長 　今後他の市町村にも広がっていくかもしれません。ただ岐阜大学で午後6時から授業開始ですから、地理的条件で限られてはきます。

川田委員 　授業開始が午後6時からだと勤務が終わってから行くとなると大変ですね。

教育長 　例えば中学校ですと対象者は部活動の担当を外すとか、校長がその気になってもらわないとできないことですから、通いやすい環境を校長会で責任を持って作っていただくようお願いしています。

大野職務代理者 　ある程度経験年数を経た教職員、現場を経験してきている人でないと

難しいということになると、その年代ではご自身の家庭生活もあるでしょうから、簡単に行きますといえないのではないのでしょうか。

教育長 問題になるのは通いやすい環境への配慮と経済的負担ですので、環境への配慮は校長会、経済的負担は教育委員会が対応しようというものです。

江崎委員 現職の教職員の方が履修できるのは、特別支援教育に限られているのですか。

教育長 岐阜大学の教職大学院は、来年度から特別支援教育を含む教育実践のコースと学校改善に関わる管理職養成コースになり、教育実践のコースには夜間の授業がありますので、対象はこちらとなります。それで市として送り出すものですから、行きたいという人より、行って欲しいという人を中心に人選を進めたいと思っています。

江崎委員 これが順調に進みまして特別支援教育が充実しましたら、次は教育臨床に広げようということは可能となりますか。

事務局（恩田） 特別支援教育等となっておりますので、解釈によって対応することは可能だと思います。

大野職務代理者 それでは、ほかにご意見などございませんでしょうか。

ご意見が無いようですので、お諮りいたします。

議第32号、山県市大学院教育学研究科履修助成金交付要綱についてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

大野職務代理者 異議なしと認めまして、山県市大学院教育学研究科履修助成金交付要綱について決定します。

大野職務代理者 日程第16、その他について、何かございますか。

（ 特になし ）

大野職務代理者 それでは、以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了させていた

だきます。

これもちまして、平成28年度第10回教育委員会を閉会いたします。

(午後2時40分閉会)

上記議事録は正当であることを認め署名します。

山県市教育委員会

教育長 伊藤 正夫

教育委員 大野 良輔